

千葉市農業委員会委員の選任等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び千葉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年千葉市条例第20号）に基づき、千葉市農業委員会委員（以下「農業委員」という。）の推薦及び募集の手続等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦及び募集)

第2条 農業委員の推薦及び募集は、次の方法によるものとする。

- (1) 農業者等（個人）による推薦
- (2) 法人又は団体による推薦
- (3) 個人による応募

(推薦及び応募の資格)

第3条 農業委員として推薦を受ける者又は募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。

- (1) 破産手続開始の決定を受けてその復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(推薦手続等)

第4条 農業委員の推薦に当たっては次の手続を経るものとする。

2 第2条第1号に規定する個人による推薦をする者は「千葉市農業委員会委員推薦申込書（個人用）」（様式第1号）に次の事項を記載するものとする。

- (1) 推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (3) 推薦を受ける者が認定農業者等（法第8条第5項に規定する者をいう。以下同じ。）であるか否かの別
- (4) 推薦の理由
- (5) 推薦をする者が、同一の者を千葉市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 第2条第2号による法人又は団体による推薦をする者は、「千葉市農業委員会委員推薦申込書（団体用）」（様式第2号）に次の事項を記載するものとする。

- (1) 推薦をする法人又は団体の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (2) 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (3) 推薦を受ける者が認定農業者等であるか否かの別

(4) 推薦の理由

(5) 推薦をする者が、同一の者を千葉市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別

(6) その他市長が必要と認める事項

4 推薦をする者は、第2項及び前項により必要事項を記載し、以下の各号の書類を添付の上、郵送又は持参により、市長に提出するものとする。

(1) 推薦を受ける者の住民票（本籍地の記載がある発行後3か月以内のもの）

(2) 推薦を受ける者が認定農業者等である場合は、認定農業者証等の認定農業者等であることを証明する書類の写し

(応募手続等)

第5条 第2条第3号に規定する個人による応募をする者は「千葉市農業委員会委員応募申込書」（別紙様式3）に次の事項を記載するものとする。

(1) 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(2) 応募する者が認定農業者等であるか否かの別

(3) 応募の理由

(4) 応募する者が、千葉市農地利用最適化推進委員の募集に応募しているか否かの別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 応募する者は、前項により必要事項を記載し、以下の各号の書類を添付の上、郵送又は持参により、市長に提出するものとする。

(1) 応募する者の住民票（本籍地の記載がある発行後3か月以内のもの）

(2) 応募する者が認定農業者等である場合は、認定農業者証等の認定農業者等であることを証明する書類の写し

(推薦及び応募状況の公表)

第6条 推薦及び応募の期間は概ね1か月間とし、推薦及び応募の状況を、千葉市のホームページ及び掲示場等に、期間の中間及び終了後、遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表事項は、次の事項とする。

(1) 第4条第2項第1号から第5号まで及び同条第3項第1号から第5号まで並びに前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項（ただし、第4条第2項第1号及び第2号、同条第3項第2号並びに前条第1項第1号に規定する住所を除く）

(2) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数

(3) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

(選考委員会)

第7条 第4条及び第5条の規定に基づき推薦を受けた者又は応募した者について、市長は、千葉市農業委員会委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考を行うものとする。

(選考委員会の任務)

第8条 選考委員会は、農業委員の推薦を受けた者又は応募した者の選考を行い、その合議によって農業委員の候補者を案として選定し、市長に報告するものとする。

(選考委員会の構成及び運営)

第9条 選考委員会は、農政部長、人事課長、農政課長、農地活用推進課長をもって組織する。

- 2 選考委員会に委員長を置き、農政部長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長以外の委員に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する職員をこれに充てることができる。
- 6 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選考方法)

第10条 選考委員会は、選考に当たり、推薦を受けた者及び応募した者の経歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等を行うことができるものとする。

- 2 選考委員会は、別に定める選考基準に基づき推薦を受けた者又は応募した者を選考するものとする。

(農業委員の任命)

第11条 市長は、第8条による選考委員会の報告を受け、農業委員の候補者を決定の上、千葉市議会の同意を得て農業委員を任命し、その結果を、推薦をした者及び推薦を受けた者並びに応募した者に書面により通知するものとする。

(農業委員の補充)

第12条 農業委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに農業委員の補充に努めなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 30 日より施行する。